



平成22年 5月20日

各 位

上場会社名 イ ビ デ ン 株 式 会 社
代表者の 代表取締役社長 竹 中 裕 紀
役職氏名
(コード番号 4062 東証、名証各1部)
連絡者の 知財・法務部 加 藤 吉 美
役職氏名 副 部 長
電話番号 (0584) 81-3111 (代表)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成22年5月20日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして無償で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会へ委任すること、並びに会社法第361条の規定に基づき、金銭でない報酬等の具体的内容及び当社取締役に対して割り当てる新株予約権の公正価額の算定方法の承認を求める議案を、平成22年6月22日開催予定の当社第157回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本定時株主総会において、「取締役11名選任の件」が承認可決されますと、割当てを受ける当社取締役は11名（うち社外取締役2名）となり、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与の状況、その他諸般の事情を考慮して、当社取締役への新株予約権の割当て数は、900個（うち社外取締役110個）を上限とします。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社取締役、執行役員、理事及び従業員並びに当社連結子会社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを狙いとして、次の要領により新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社取締役、執行役員、理事及び従業員並びに当社連結子会社の取締役
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数
当社普通株式570,000株を上限とする。
ただし、下記(3)により各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。）株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

5,700個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株（以下、「付与株式数」という。）とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本定時株主総会における決議後、各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲でこれを調整する。

以上の調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権の払込金額

本定時株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ終値がある直近日の終値）とする。また、算出の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」にそれぞれ読み替える。さらに、新株予約権割当日後、当社が資本の減少等を行うことにより、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で必要と認める調整をする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 24 年 8 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社及び当社連結子会社の取締役、執行役員、理事もしくは正社員の地位をいずれも喪失した後も 6 ヶ月間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者の死亡後 6 ヶ月間に限り、その者の相続人は権利を行使することができる。
- ③新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ④その他の行使条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- ②増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が株主総会で承認された場合には、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(11) その他の新株予約権の内容

上記の詳細及び上記に記載のない新株予約権の内容については、新株予約権発行に係る当社取締役会決議において定める。

3. 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

※参 考

平成 22 年 4 月末日現在におけるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正価額は、1, 232 円/株となります。

(注) 上記の内容については、本定時株主総会において、「ストックオプションとしての新株予約権発行の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上